

国海査第291号の2  
令和2年12月23日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
会長 片山 正典 殿

国土交通省 海事局長  
大坪 新一郎  
(公印省略)

型式承認試験基準の改正について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり改正しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 平成28年6月20日付け国海査第126号による「完全保護衣(気密型)の型式承認試験基準」を別紙のとおり改正する。
2. 改正後の型式承認基準は、令和2年12月23日から施行する。



## 完全保護衣(気密型)の型式承認試験基準の一部改正について

令和 2 年 12 月

検査測度課

### I. 概要

IGC コード(決議 MSC380(93)。以下「IGC コード」という。)が適用される液化ばら積み船には、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和 32 年 8 月 20 日運輸省令第 30 号。以下「危規則」という。)第 239 条の規定により安全装具を備付けなければならない、その構成品である保護衣は、船舶等型式承認規則(昭和 48 年 12 月 14 日運輸省令第 50 号)においては「完全保護衣」と整理され、「完全保護衣(気密型)の型式承認試験基準」(平成 28 年 6 月 20 日付国海査第 126 号)が制定されている。

「完全保護衣(気密型)型式承認試験基準」では、引火性の貨物を運送する船舶で使用するものに適用される危規則第 5 条の 8 及び同心得 5-8.1(d)(xix) の規定に基づく「静電気による発火危険の防止措置」に係る確認として、これまで防爆性能試験(帯電電荷量測定試験)を実施することとしている。

今般、静電気による発火危険の防止措置は所有者に対する行為規制であることに鑑み、型式承認試験で確認しないこととする。

### II. 改正内容

性能試験のうち「防爆性能試験」を削除する。

### III. 施行日

令和 2 年 12 月 23 日

以上